

平成28年（ネ）第549号 安倍首相靖國参拝差止等請求控訴事件

控訴人 菱 木 政 晴 外387名

被控訴人 安 倍 晋 三 外2名

第1 準備書面

2016年（平成28年）10月31日

大阪高等裁判所 第9民事部 ハロA係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 加 島 宏（代 表）

弁護士 中 島 光 孝（事務局）

第1章	政教分離と平和的生存権は一体のものとして結びついていること	4
第1	日本における政教分離の意義と平和的生存権	4
1	政教分離原則はいかにして日本国憲法に登場したか	4
2	神道指令の具体的内容	5
3	小林意見書の指摘	8
4	戦後日本における政教分離訴訟は、全て平和を希求するものであった	9
第2	近代立憲主義の中での政教分離と平和的生存権	13
1	総論	13
2	近代立憲主義の成立過程	13
3	近代立憲主義の意義	16
4	平和への権利	17
第2章	最近の情勢が増強する靖國神社の国家護持・軍事体制	19
第1	最近でも国民を戦争の犠牲にする装置として靖國神社が用いられている	19
第2	本件参拝後における安倍内閣総理大臣及び閣僚の参拝状況	20
第3	安倍政権閣僚である稲田防衛相の言動	23
1	はじめに	23
2	靖国神社への参拝，稲田防衛相の就任，「伝統と創造の会」会長，「日本会議」所属	24
3	「伝統と創造の会」会長・議員としての政治的メッセージ	25
4	「靖國神社は祖国に何かあれば後に続くと誓う場所である」旨の発言	27
5	防衛相就任後の言動	28
6	小括	31
第4	靖國神社と日本会議のつながり	31
1	はじめに	31
2	日本会議とは	32

3	日本会議と被控訴人安倍の関係	36
4	日本会議と被控訴人靖國神社の関係	38
5	靖國神社参拝問題をめぐる被控訴人安倍, 同靖國神社, 日本会議の関係	39
第5	海外で武力行使する体制へ向かう自衛隊の実態	41
1	防衛白書から	41
2	「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」	42
3	南スーダンへの駆けつけ警護	43
第6	まとめ	43
第3章	控訴人らに対する平和的生存権侵害の内容	44
第1	沖縄控訴人らの権利侵害及び損害	44
1	はじめに	44
2	辺野古・高江	47
第2	その他控訴人らに対する平和的生存権侵害	52

第1章 政教分離と平和的生存権は一体のものとして結びついていること

第1 日本における政教分離の意義と平和的生存権

1 政教分離原則はいかにして日本国憲法に登場したか

今から39年前、日本国憲法における政教分離原則の成立過程、および意義について初めて判断を示す機会を得た最高裁判所は、政教分離原則と神道指令との直接の関係を指摘して、次のとおり述べた（「津地鎮祭違憲訴訟大法廷判決」多数意見から抜粋）。

「昭和20年12月15日、連合国最高司令官総司令部から政府にあてて、いわゆる神道指令（「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」）が発せられ、これにより神社神道は一宗教として他のすべての宗教と全く同一の法的基礎に立つものとされると同時に、神道を含む一切の宗教を国家から分離するための具体的措置が明示された。昭和21年11月3日公布された憲法は、明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。」

最高裁判所が上で述べているとおり、わが国における政教分離原則は、「明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記のような種々の弊害を生じたこと」を教訓に、同じ過ちを二度と繰り返さないように、国家神道等「神道を含む一切の宗教を国家から分離する」ための具体的装置として、神道指令を受けて新憲法に規定されたものである。それはまさに、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」（憲法前文）ために設けられた

とあってよい。

（ただ、住民訴訟であった上記事件では、津市による地鎮祭執行が神道の援助・助長・促進や、他の宗教に対する圧迫・干渉になるかが争点の住民訴訟であったため、最高裁の判示は宗教と国家の分離にのみ集中しており、神道指令が宗教と国家の分離を命じることによって意図していた本来の目標に言及することはなかった。）

2 神道指令の具体的内容

では、日本政府が過ちを繰り返さないように神道指令が日本政府に一体具体的に何を指令し、達成することを求めていたのか。その内容は、実は指令そのものに疑問の余地なく明快かつ詳細に記載されている。長文ではあるが、論旨との関係できわめて重要であるから、適宜省略しつつ引用する（太字は控訴人らによる強調箇所）。

一 国家指定の宗教の祭式に対する信仰、信仰告白の直接的あるいは間接的な強制から日本国民を解放するために、戦争犯罪・敗北・苦悩・困窮および現在の悲惨な状態を招いたイデオロギーに対して行われた強制的財政援助から生じる日本国民の経済的負担を取り除くために、**神道の教理や信仰を歪曲して日本国民をあざむき、侵略戦争へ誘導するために意図された軍国主義的で過激な国家主義的宣伝に利用するようなことが再び起きることを防止するために、再教育によって国民生活を更新し、永久の平和および民主主義の理想に基礎を置く新しい日本の建設を実現させる計画に対して日本国民を援助するために、ここに以下の指令をする。**

（イ）日本政府、都道府県庁、市町村、あるいは官公吏、属官、雇員等で、
公的資格において神道の保証、支援、保全、監督ならびに弘布をする

ことを禁止する。それに加えて、そのような行為の即刻停止を命じる。

(ロ) 神道と神社に対する公の財源によるあらゆる財政的援助ならびに、あらゆる公的要素の導入を禁止する。加えてこのような行為の即刻停止を命じる。(略)

(ハ) 神道の教義、慣例、祭式、儀式あるいは礼式において、軍国主義的で過激な国家主義的イデオロギーのいかなる宣伝、弘布もこれを禁止する。加えて、そのような行為の即刻の停止を命じる。(略)

(ヌ) 公文書において「大東亜戦争」、「八紘一宇」という用語やそのほかの用語で日本語としてその意味の連想が国家神道、軍国主義、過激な国家主義と切り離せないものは、使用することを禁止する。加えて、このような用語の即刻停止を命令する。

(ル) 全面的あるいは部分的に公の財源に依って維持されている役所、学校、機関、協会および建造物中に神棚その他の国家神道の物的象徴となるすべてのものを設置することを禁止する。加えて、これらのものを直ちに除去することを命令する。

(ヲ) 官公吏、属官、雇員、学生、一般の国民および日本国在住者が国家神道その他いかなる宗教を問わず、これを信仰しないがゆえにあるいは信仰告白をなさないが故に、あるいはそのような特定の宗教の慣例、祭式、儀式、礼式に参列しないことによって差別待遇してはならない。

(ワ) 日本政府、都道府県庁、市町村の官公吏は、その公の資格において新任の奉告をするために、あるいは政治の現状を奉告するために、あるいは政府や役所の代表として神道のいかなる儀式、礼式を問わず、これに参列するためにいかなる神社にも参拝してはならない。

二

(イ) 本指令の目的は宗教を国家から分離することにある。また、宗教を政治的目的に誤用することを防止し、正確に同じ機会と保護を与えら

れる権利を有するあらゆる宗教，信仰，信条を正確に同じ法的根拠の上に立たせるためにある。（略）

（略）

（ハ） 本指令の中で用いる国家神道という用語は，日本政府の法令によって宗派神道あるいは教派神道と区別された神道の一派，すなわち国家神道あるいは神社神道として一般に知られている非宗教的な国家的祭祀として類別されている神道の一派（国家神道あるいは神社神道）を指すものである。

（略）

（１） 宗派神道は他の宗教と同様な保護を享受するものである

（２） 神社神道は国家から分離され，その軍国主義的あるいは過激な国家主義的要素を剥奪された後は，もしその信奉者が望む場合には，一宗教として認められるであろう。加えて，それが事実日本人個人の宗教なり，哲学なりである限りにおいて，他の宗教同様の保護が許容されるであろう。

（ヘ） 本指令中に用いられている軍国主義的ならびに過激な国家主義的イデオロギーという表現は，日本の支配を以下に掲げる理由のもとに他国民ならびに他民族に及ぼそうとする日本人の使命を擁護し，あるいは正当化する教え，信仰，理論を包含するものである。

（１） 日本の天皇はその家系，血統，あるいは特殊な起源であるゆえに他国の元首より優れているとする主義

（２） 日本の国民はその家系，血統，あるいは特殊な起源であるゆえに他国民より優れているとする主義

（３） 日本の諸島が神に起源を発するがゆえに，あるいは特殊な起源を有するがゆえに他国より優れているとする主義

（４） その他，日本国民を欺き，侵略戦争へ駆り出させ，あるいは

**は他国民の論争の解決の手段として武力行使を謳歌させるに
至らせたような主義**

三 日本帝国政府は1946年3月15日までに本司令部に対して本指令の各条項に従って取られた諸措置を詳細に記述した総括的報告を提出しなければならない

四 日本の政府、県庁、市町村のすべての官公吏、属官、雇員ならびに、あらゆる教師、教育関係職員、国民、日本国内在住者は、本指令各条項の文言並に、その精神を遵守することに対してそれぞれ個人的な責任を負わなければならない。

指令の第一項を一読すれば明らかなように、神道指令の意図は、軍国主義および過激な国家主義の宣伝に神道が利用されることを防止し、禁止することにあった。

第二項では宗教を国家から分離することを目的として掲げているが、それは、教育を含む社会の公的場面から神道を分離することにより、神道と軍国主義および過激な国家主義との癒着基盤を除去することを命令しつつ、神道が日本人の個人の宗教である限り、他の諸宗教と同様の自由を享受することを認めるという構造になっていた。

すなわち、神道指令の本来の目標は、国家神道と不可分一体をなしていた軍国主義および過激な国家主義の除去による平和主義国家の樹立であり、それによって国民が平和のうちに生存する権利を日本政府が保障することであり、政教分離原則による信教の自由の保障はその前提条件として国家神道を解体するための装置であった。

3 小林意見書の指摘

小林武教授の意見書も、次のとおりの言葉で、この事実を指摘している（甲

23・意見書の20～21頁)。

「・・・日本国憲法の信教の自由の保障と国家・宗教の厳格な分離は、このような沿革を踏まえて明定されたものである。こうした歴史に照らすなら、日本国憲法は、20条の政教分離と9条の戦争放棄および前文の平和的生存権保障から成る平和主義とを一体のものとして、わが国公権力に命じたものにとらえられるべきことは明らかである。しかも念を押しておくべきは、この政教分離規定は、神道指令のいう、『神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪曲シテ日本国民ヲ欺キ侵略戦争へ誘導スル為ニ意図サレタ軍国主義的並ビニ過激ナル国家主義的宣伝ニ利用スルガ如キコトノ再ビ起ルコトヲ防止スル』という方向性を確認して設けられたものだということである。・・・それゆえ、それにもかかわらずおこなわれた戦後歴代の公権力担当者の靖国公式参拝は、原理上、政教分離原則への違背と同時に平和主義への侵犯をも惹起せざるをえない。」

4 戦後日本における政教分離訴訟は、全て平和を希求するものであった

(1) 箕面市忠魂碑訴訟

日本国憲法において、先の戦争への反省から、厳格な政教分離規定が設けられた経緯については上述のとおりである。かかる厳格な政教分離規定を受け、戦後、様々な政教分離訴訟が提起された。それら訴訟の中では、単に政教分離のみが争われたのではなく、平和的生存権についても同時に争われることになった。日本国憲法のもとでの政教分離訴訟に大きな足跡を残した訴訟に、箕面忠魂碑違憲訴訟がある。この訴訟の争点になった中心的な事件は以下のとおりである。1975年(昭和50年)7月、大阪府箕面市立箕面小学校の校庭西南の隅(市有地・帝国在郷軍人会篠山支部箕面村分会に無償貸与)にあった忠魂碑が、同小の増改築に伴って移転されることになり、箕面市は市立西小の仮運動場に使用していた市開発公社所有地の一部を市有地として購入して、移設費用も支払う予算を決定した。

これに対して、そのような支出は不当であるとして、市民が地方自治法に定められた直接請求権である自治体財政の監査請求の権利を行使した。

監査請求は退けられるのであるが、請求人たちは1976年、箕面市長・教育長・教育委員らを相手どり、忠魂碑の撤去と土地購入・移転費用の返還を求める住民訴訟を大阪地裁に提起した。

市民らがこうした請求と訴訟を提起した根拠、すなわち、この支出に違法性があるとした主張の中には、もちろん、忠魂碑は靖国神社と一体の宗教施設であるから、このための土地購入や移設費用の支出が、政教分離を定めた憲法に反するということがあった。しかし、原告となった市民らの意識においては、忠魂碑は宗教施設であるというよりは、天皇制軍国主義のシンボルとしての意味が大きかった。そのことは、原告たちの回想にもあるし、なにより訴状や準備書面の中にのべられてもいる。すなわち、忠魂碑がシンボライズするものは、日本国憲法が保障する「平和主義・主権在民・基本的人権の尊重」といった公益に反するものであるということである。

すなわち、市民らは、この支出の違法性、つまり憲法違反にあたるのは、むしろこうした「公益」が表現された「前文・一条・九条」に対する違反と考えていたのである。裁判所が結論として忠魂碑の撤去と土地・移転費用の返還を命ずる決定をすれば、その理由のなかに、政教分離違反ということもあっていいと考えてはいたが中心というわけではなかったのである。

箕面忠魂碑違憲訴訟の場合、問題となる「宗教」は、忠魂碑が表現するところの「国家神道」という宗教である。日本における政教分離違反あるいは政教癒着とは、事実上「国家神道」の問題にすぎない。そして、国家神道とは、宗教と侵略戦争が重なるところに現れる。だから、反戦・平和運動を担う市民たちは、いずれ「国家神道」に出会うことになる。したがって、箕面忠魂碑違憲訴訟の経験は、反戦・平和運動の展開・一方法として政教分離訴訟があるということ、ひとびとに認識させたともいえるのである。

箕面忠魂碑違憲訴訟が原告たちの本人訴訟という形で大阪地裁において違憲・勝訴の判決を獲得したのは、1982年（昭和57年）3月のことである。判決は、忠魂碑の移設に対する支出が、憲法20条3項と89条に違反しているとして、被告・箕面市長らに遺族会に碑を撤去させ、碑敷地を土地開発公社に返還すること、市に与えた損害を賠償することを命じている。

当該違憲判決が出る前は、箕面の訴訟は必ずしも広く知られていたとはいえない。しかし、「平和主義・主権在民・基本的人権の尊重」を脅かすもの（具体的には天皇制軍国主義）が宗教性を帯びていた場合、それ（天皇制軍国主義）を憲法の政教分離規定によってとどめることができるということが、この判決によって多くの市民に知られることになったと評価できる。

（2）愛媛玉串料訴訟

戦前には直接に国家が管理運営していた靖国神社や護国神社に対して、知事が儀式費用の出費主体になることは当然のことであった。すなわち、玉串料の支出である。玉串料の支出とは、正確にいうと、幣帛供進のことであり、儀式「費用の支出」というよりは、律令あるいはそれ以前の国造（くにのみやつこ）による幣帛班給制度にさかのぼることも可能な、それ自体が宗教儀式的中心であるような行事である。戦後しばらく停止されていたこの儀式が、靖国神社自体の呼び掛けによって、各県が応じるようになっていった。愛媛県はその有力なひとつであったのだが、愛媛の市民たちは箕面の判決に反応して、この支出に対する第一次監査請求を1982年（昭和57年）4月に起こした。箕面の大阪地裁判決の一月後である。

時期は、この年の一月に共同通信が靖国神社に玉串料を支出している自治体を報じたことと重なったのであるが、地方自治法に基づく住民監査請求という手法も、箕面を継承しているといえよう。請求却下の決定の後、これも箕面と同じく住民訴訟が始まった。1982年6月のことである。

愛媛の原告には、労働組合員、教員だけでなく、「宗教者」も参加してい

る。原告団長に推されたのは、真宗大谷派の寺院住職である。彼の訴訟の動機も、箕面の市民たちと同様であった。靖国神社や護国神社に県が玉串料や供物料を支出するということは、たとえそれが少額だったとしても、靖国や護国神社が表現する天皇制軍国主義に対して、県が「公認」「保証」を与えていることになる。そのことに対する危機感である。県が神社を援助しているのは、寺院住職としての自分にとっては不公平だということではなかった。それどころか、寺院住職としての自分の位置については、靖国や護国神社と同様の戦争責任を有するものとして自覚するという立場を取っていた。

靖国神社や護国神社が天皇制軍国主義を表現するというのは、これらの神社が戦没者を「英霊」として祀ることによって、戦没者が参加した（侵略）戦争を「英霊のなした偉業」「聖戦」とみなす考え方を、宗教的な情緒のレベルでひとびとに浸透させるからであるが、同じことは、寺院でもできるということに原告らは気づいていた。戦没者に対する（追悼や謝罪・懺悔の法要ではなく）特別の顕彰法要を行なうとか、戦没者をたたえる特別の院号・法名を与えるなどということによってである。提訴前の監査請求時の新聞の取材に対して、上記原告団長は「真宗者の戦争責任の問題を、靖国を通して課題にしていきたい」と語っている。

箕面においては、平和運動を担う市民たちが「国家神道」に出会うことになった。愛媛では、そのことと同時に、宗教者がみずからの戦争責任の問題に出会うことになった。

（３）中曽根参拝違憲訴訟

１９８５年８月１５日に中曽根康弘首相（当時）は、それまでの政府見解（閣僚などの靖国神社公式参拝は違憲の疑いが強い）を、官房長官の私的諮問機関（閣僚の靖国神社公式参拝に関する懇談会、通称、「靖国懇」）の答申を受けて変更し、戦後初めての首相としての靖国神社公式参拝を強行した。中曽根は、この答申をうける以前の七月に、軽井沢の自民党議員セミナーで、

「（国家機関が靖国に力を入れなければ）だれが国に命を捧げるか」と発言していた。靖国と国家神道によって再び軍国主義を支えようという、明確な政治的デモンストレーションと言わざるを得ないものであった。

中曽根首相の靖国神社公式参拝に対し、1986年、6人の戦没者遺族が原告となり訴訟を提起し、また、145名の原告が神戸地裁姫路支部に対し訴訟を提起した。

平和運動を担ってきた市民は、平和運動の方法のひとつに政教分離訴訟があるということを学んできた。民主主義は「練習」と「経験」である。戦後日本において提起されてきた、政教分離に関する一連の訴訟が、その出発点として平和を希求するものであったことは、本件訴訟において、平和的生存権が原告らの被侵害利益の重要な一つとして措定されていることに繋がっているのである。

第2 近代立憲主義の中での政教分離と平和的生存権

1 総論

本項では、近代立憲主義の原理のうち、公的領域と私的領域を区分することから、政教分離の要請が必然的に導き出されること、そして、その政教分離の要請は、諸国民の平和への希求と原理的・直接的に結びついていることを述べる。

2 近代立憲主義の成立過程

（1）近代立憲主義の概念

一般に、広義の立憲主義とは、政治権力あるいは国家権力を制限する思想あるいは仕組みを指すとされる。「人の支配」ではなく「法の支配」という考え方も広義の立憲主義に含まれる。古代ギリシャや中世ヨーロッパにも立

憲主義があったといわれる際に言及されるのも広義の立憲主義である。一方、狭義の立憲主義は、近代国家の権力を制約する思想あるいは仕組みを指す。この意味の立憲主義は近代立憲主義ともいわれ、私的・社会的領域と公的・政治的領域との区分を前提として、個人の自由と公共的な政治の審議と決定とを両立させようとする考え方と密接に結びついている。

(2) 宗教の対立が各宗派間の戦争をもたらしたこと

この狭義の立憲主義（近代立憲主義）は、宗教改革後の長期にわたる宗教戦争を通じ、それへの反省、平和への希求から生まれてきたものと言える。

宗教改革は、16世紀の前半、ドイツのルター、スイスのカルヴァンらの教会改革から始まる。その後、キリスト教世界をカトリック教会とプロテスタントに二分することとなり、カトリックとプロテスタントの間で長きにわたる宗教戦争が繰り広げられてきた。ドイツで言えば、ルターが1517年に「九十五箇条の議題」を発表した5年後には騎士戦争が、7年後である1524年には、ドイツ農民がルターを支持して蜂起したドイツ農民戦争が起こった。さらに、1546年、カール5世に率いられたカトリック教会派とルター派の諸侯との間でシュマルカルデン戦争が勃発した。その後、1555年のアウグスブルクの和議により、新教の信仰が公認されるに至ったものの、信仰の自由は領主層に限られていたため、ドイツにおける宗教対立はその後も続くことになった。17世紀前半の三十年戦争を経て、1648年のウェストファリア条約においてようやく宗教戦争が終わることになった。

フランスにおいても、宗教戦争は16世紀後半のユグノー戦争（1532年～98年）として展開され、その過程において、サンバルテルミの虐殺（1572年）等の新教徒虐殺事件などが発生した。

このように、宗教改革およびそれに続く宗教戦争を経て、宗教の違いが、国内においてさえ大規模な戦争状態を招きうることが明らかとなったのである。

(3) 宗教戦争への反省から、ロックの寛容論が生まれた

イギリスでは、1559年のエリザベス1世による首長令以降、宗教問題に端を発した革命戦争が相次いだ。1642年のピューリタン革命は国教会とピューリタンの対立によって生じたものであり、1660年の王政復古もまた、国教会によるピューリタンの弾圧として理解することができる。そのような情勢の中、イギリスの政治哲学者ジョン・ロックはオランダに亡命し、その地で「宗教的寛容に関する書簡」（いわゆる「寛容書簡」）を出版した。そこでは、宗教と国家との結び付きがイギリス国内での紛争をもたらしたという認識をもとに、信仰は個人の理性的判断を伴わねばならないこと、宗教的信念は国家の強制的手段によっては生み出されないことが指摘された。さらに、「いかなる人も、その人の宗教を理由として世俗的な権利、財産を奪われるべきではありません」との「信教の自由」を実現する制度的保証として、政教分離の原則が求められた。政教分離が必要である理由として、「寛容書簡」の論述によれば、国家あるいは世俗社会と教会あるいは聖なる領域とは、その起源においても、目的においても、全く異なっていると見なされるから、両者の癒着は双方に害毒をもたらすことになる」と説明されている。こうした政教分離原則は、ロックの時代のイギリスの国教会のような政治的体制と一体化した教会のあり方や、1945年以前の日本の国家神道体制のような国営の特別な宗教という在り方などを退けるものとなる。

為政者の行為は、共同体の構成員の生の多様性を認め、その在り方をめぐる競合において中立的であるべきとするロックの議論は、「中立性原理に基づく自由主義」の寛容擁護論とも言われている。

(4) ロックの寛容論が近代立憲主義に流れ込んだこと

かかるロックの思想を受け、1689年、イギリスにおいて「信教自由令」が制定され、一定の信教の自由が認められるようになった。かかる国家の中立性原理に基づく政教分離の精神は、アメリカに渡り、1776年のヴァー

ジニア権利章典における信教自由条項、1786年のヴァージニア信教自由法に繋がる。また、「寛容書簡」に影響を受けたジェファークソンは、国家が宗教に対して中立的であるべきという意味で政教分離を理解し、合衆国憲法修正第1条を導入したと言われる。ここに、宗教戦争への反省から、近代立憲主義が導き出されたのである。

3 近代立憲主義の意義

上述のとおり、近代立憲主義は、私的・社会的領域と公的・政治的領域との区分を前提として、個人の自由と公共的な政治の審議と決定とを両立させようとする考え方と密接に結びついている。

信仰や個人的信条は、個人が人格的に満たされた生を送るために不可欠なものである。それが人格にかかわるものであるだけに、他者から当該信仰や信条を捨てろと強制されても、それに応じることは容易ではなく、信仰や信条をめぐって共同体の内部や外部において平和が損なわれ、紛争が生じることは自明である。そこで、共同体内外における平和を確保し、社会を維持するために、信仰や個人的信条に関しては個人の私的な領域に確保し、国家はかかる信仰や個人的信条には関わらないところで政治を行うこととなった。構成員の多様な価値を認めつつ、社会としての一体を確保し、平和を確保するという手段として、近代立憲主義が導き出されたのである。

この点、憲法学者である長谷部恭男は、著書『憲法とは何か』の中で次のように述べている。「近代立憲主義は近世ヨーロッパで誕生した。宗教改革後の宗派間の激烈な対立を経験し、他方で大航海を通じて多様な異文化に触れ、価値観・世界観の多元性を事実として受け入れざるをえなくなった人々は、通約不能な価値観・世界観を有する人々が、それでも協働して社会生活の便宜とコストを公平に分ちあう社会をいかにして構築するかという課題に直面した。近代立憲主義は、この課題に対する応答として生まれたものである。その基本

的な手立ては、人々の生活領域を私的なそれと公的なそれとに区分することである。私的な領域では、各人の価値観・世界観に沿って生きる自由が保障される。他方で、公的な領域では、価値観・世界観の違いにかかわらず、社会全体に共通する利益（公共の福祉）を実現する方策が冷静かつ理性的に審議され、決定されなければならない。立憲主義は個人の自由を保護するだけではなく、公益に関する効果的な審議と決定の過程をも保障する」（岩波新書『憲法とは何か』）。

このように、様々な価値観（信仰や信条）を有する人々が集まって、社会を構成する際、いずれの価値観が優れているというのではなく、価値観を私的領域に確保し、公的領域においてはそれら価値観に触れないということこそが近代立憲主義の要諦であり、ここにおいて、近代立憲主義が確保しようとしている平和な社会と、その手段としての政教分離が一体のものとして浮かび上がってくるのである。

4 平和への権利

日本国憲法が、カントと永遠平和論に端を発する平和への世界史的潮流の中で制定されたことは、原告らの第1審最終準備書面で記載したとおりである。そして、それら平和への世界史的潮流は、近代立憲主義の成立及び発展と重なることを、これまで本書面で述べてきた。本項では、それら平和への潮流が、日本国憲法制定後も世界史的に発展を続けており、かかる世界史的状況からすれば、平和的生存権が確立した権利であると言わざるをえないという点を補充して主張する。

ルーズヴェルトの宣言と大西洋憲章の理念は、「国際の平和及び安全を維持すること」を目的とする1945年の国連憲章、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とする1948年の世界人権宣言、1

1966年の国際人権規約に受け継がれ、そこでは「人権と平和の不可分性」が繰り返し強調されてきた。そして「平和への権利 (Right to Peace)」の考え方は1970年以降、国際社会で明確に宣言されるようになった。

1978年12月に国連総会で採択された「平和に生きる社会の準備に関する宣言」では、「各国民と各人は、人種、思想、言語、性による別なく、平和に生きる固有の権利 (inherent right to live in peace) を有する」とされた。1984年11月の国連総会で採択された「人民の平和への権利についての宣言」でも「地球上の人民は平和への神聖な権利を有することを厳粛に宣言する」 (Solemnly proclaims that the peoples of our planet have a sacred right to peace) とされている。

これら平和への権利を求める世界史的な潮流を受け、2016年7月1日、国連人権理事会で、平和への権利宣言案が可決された。2008年以来、国連人権理事会では平和への権利を国際法典化する決議が約3分の2の多数の政府により毎年採択されてきた。それ以来、人権理事会の諮問委員会の草案や、各国代表による作業部会が毎年開かれて、国連宣言案の内容が審議されてきたが、これまでの人権理事会の決議は、諮問委員会や作業部会で審議を進めるべき、といった手続きに関するもので、宣言案の内容自体の決議は初めてであった。

今回採択された宣言案は、第1条に、「すべての人は、すべての人権が促進及び保護され、発展が十分に実現されるような、平和を享受する権利 (right to enjoy peace) を有する。」と明記されており、これまでアメリカやヨーロッパ諸国、日本、韓国が反対してきた「right (権利)」という言葉により平和を権利として認めたものと言える。国連人権理事会で初めて平和が権利として宣言された意義は大きい。冷戦終結後、国連では、国家の安全保障から人間の安全保障への安全保障観の移行を提起し始め、この平和への権利もそのような人間中心の国際政治を達成するための一つの手段とみなされている。今後、

国連総会で審議，採択されると，平和への権利・国連宣言が正式に成立することになる。

かかる世界的潮流からしても，平和的生存権の具体的権利性はますます明らかになってきたと言える。

第2章 最近の情勢が増強する靖國神社の国家護持・軍事体制

第1 最近でも国民を戦争の犠牲にする装置として靖國神社が用いられている

平和主義は，日本国憲法の三大原則の一つとされ，主権者である国民が国家に対して平和外交をとり国際社会において名誉ある地位を占めるように命じる，憲法の根幹である。

平和主義の中では市民が平和のうちに生きることができる。平和的生存権は，憲法によって市民が享受することを保障された権利である。

そして，第1章で記載したとおり，平和的生存権を確保する手段として，日本国憲法上，政教分離が定められた。

しかし，国家の行政府の長である安倍晋三内閣総理大臣は，大日本帝国が進めた戦争で戦死に至った軍人軍属を「英霊」として讃え祀る，靖國神社という宗教団体に，ことさらに参拝を志向し，内閣総理大臣として靖國神社に参拝することを「悲願」とまで述べた。この重視ぶりは，マスコミを通して全国に，さらには全世界に明らかになっている。

平和主義を掲げる日本ではもう戦争はあり得ないから，かつての戦争で命を落とした人を「せめてその存在を評価したい」と靖國神社へ参拝するのか？

否。安倍内閣総理大臣，自民党，そして両者を取り巻く勢力の中に，日本を「戦争のできる国」に変えたい，憲法から平和主義を外したい，戦争に市民を駆り出せるようにしたいという強い志向がある。彼らは，国民を戦争へ駆り立

てる装置として、再び靖國神社を利用しようとしている。ここに政教分離を侵害することによって、平和主義を侵害しようとする、現政権の強い意図を見て取ることができるのである。

国家が主権者たる国民より上に立ち、戦争を起こせるようにする。この近代立憲主義の理念の変更に向けた、平和に向かう世界的潮流に正面から反する策動により、日本国憲法に定める政教分離、及びそれと一体のものとしての平和的生存権は侵害されようとしている。

被控訴人安倍の本件参拝が、海外諸国へ与えた影響、ヘイトスピーチを強化したことについて、控訴理由書 53 頁以下において、国家賠償法 1 条 1 項の職務行為性を基礎づける事実及び憲法 20 条 1 項後段、3 項及び 89 条の政教分離原則違反を基礎づける事実として補充した。

加えて本章において、安倍内閣総理大臣の靖國神社参拝が、現在各方面で進行している平和的生存権の侵害状況に一層の拍車を掛けている諸相を明らかにするとともに、それらを通じて、侵害されている対象である平和的生存権と政教分離が不可分一体のものとして、安倍内閣総理大臣らにも認識されていることを示す。

第 2 本件参拝後における安倍内閣総理大臣及び閣僚の参拝状況

民主党政権（当時）の下では議員として靖國神社への参拝を行っていた者らが、2012 年 12 月 14 日に自民党が衆議院議員総選挙で過半数を獲得し、同月 26 日に自民党総裁の安倍晋三が第 2 次安倍内閣を組閣してから、勢いづいて閣僚として靖國神社への参拝を繰り返すようになった。

2012 年と翌年 2013 年以降では以下のように閣僚参拝人数は増加した。

より正確に言えば、安倍内閣総理大臣がその権限で組閣した際の閣僚は、靖

國神社参拝を志向する政治家たちであった。

年	月日	行事	閣僚名
2012	8月15日	終戦の日	松原仁国家公安委員長, 羽田雄一郎国土交通相
	10月18日	秋季例大祭	羽田雄一郎国土交通相, 下地幹郎郵政民営化担当相
2013	4月20日		新藤義孝総務大臣
	4月21日	春季例大祭	麻生太郎副総理, 古屋圭司国家公安委員長
	4月28日		稲田朋美内閣府特命担当大臣(規制改革担当)
	7月13日	みたままつり	谷垣禎一法相, 林芳正農相, 根本匠復興相, 稲田朋美行政改革相
	8月15日	終戦の日	稲田朋美行政改革相, 新藤義孝総務相, 古屋圭司国家公安委員長
	10月18日	秋季例大祭	岩城光英法相, 高市早苗総務相
	10月20日	秋季例大祭	古屋拉致問題相
	12月26日		安倍晋三首相 (* 本件参拝)
2014	1月1日		新藤義孝総務相
	4月12日		新藤義孝総務相
	4月21日	春季例大祭	古屋圭司拉致問題相
	4月21日	春季例大祭	麻生太郎副総理
	4月28日		稲田行政改革相
	8月15日	終戦の日	古屋圭司国家公安委員長, 新藤義孝総務相, 稲田朋美行政改革相
	10月18日	秋季例大祭	高市早苗総務相, 山谷えり子拉致問題担当相, 有村治子女性活躍担当相

2015	4 月 23 日	春季例大祭	高市早苗総務相, 山谷えり子国家公安委員長, 有村治子女性活躍担当相
	8 月 15 日	終戦の日	有村女性活躍相, 高市総務相
	10 月 18 日	秋季例大祭	岩城光英法相, 高市早苗総務相
2016	4 月 22 日	春季例大祭	高市総務相
	4 月 23 日	春季例大祭	岩城光英法相
	8 月 15 日	終戦の日	高市早苗総務相, 丸川珠代五輪相
	10 月 19 日	秋季例大祭	高市早苗総務相, 加藤勝信1億総活躍担当相

2012年中の閣僚による靖国神社参拝は、4名であるのに対し、2013年には同年12月26日の安倍内閣総理大臣による本件参拝までに春季例大祭期間に4名、夏の「みたままつり」に4名、8月15日に3名、秋季例大祭期間に3名が参拝し、マスコミで報道された。（延べ人数で15名）

この流れは2014年にも続き、延べ人数にして10名の閣僚が参拝した。2015年には延べ8名、2016年は10月19日までで延べ6名が参拝している。

そしてこれらマスコミ報道がどのような社会的影響を与えるかと言えば、現状では以下のようなになる。

「2 閣僚が靖国神社参拝 高市総務相と加藤担当相

高市早苗総務相、加藤勝信1億総活躍担当相は19日午後、東京・九段北の靖国神社を秋季例大祭に合わせて相次いで参拝した。17日からの例大祭期間中に閣僚が参拝したのは初めて。これに先立つ午前には衛藤晟一首相補佐官も参拝した。靖国神社には極東国際軍事裁判（東京裁判）のA級戦犯が合祀されており、中韓両国の反発も予想される。（以下略）

10/19 19:39, 10/19 20:18 更新 北海道新聞 どうしんウェブ」

(<http://dd.hokkaido-np.co.jp/news/politics/politics/1-0328628.html>)

この「中韓両国の反発も予想される」にネット右翼の勢力が反応し、中国・韓国を排撃しようとする盛り上がりが作られる。どうして日本の閣僚が靖國神社を参拝することに中国や韓国からつべこべ言うのか、と。その排外主義的な論調に、無料のネットニュースや「2ちゃんねる」を見て情報収集を済ませる市民らの心情が同調していく。

かくして、「靖國神社の存在の意味に無感覚な市民」「海外からの反発ばかりを気にするマスコミ」「まめに排外的ネット配信を行うネット右翼」の現状に対して改善を図ろうとするどころか、利用して、安倍政権の閣僚たちは対外的に強い国家として日本を形作ろうとし、戦死した者を賛美するため靖國神社参拝を行う。この行為の目論むところは意識的な世論誘導であり、それが成功しているのが現状としてある。

第3 安倍政権閣僚である稲田防衛相の言動

1 はじめに

被控訴人安倍の本件参拝が、海外諸国へ与えた影響、ヘイトスピーチを強化したことについて、控訴理由書53頁以下において、国家賠償法1条1項の職務行為性を基礎づける事実及び憲法20条1項後段、3項及び89条の政教分離原則違反を基礎づける事実として補充した。ここでは、さらに、被控訴人安倍の本件参拝以降、安倍政権の防衛相に就任した稲田朋美が、控訴人靖國神社をまさしく国家護持施設として捉え、国のために戦争で死ぬことを強要する言動を行い、自衛隊の指揮監督を行い、靖國神社と日本国家軍事体制の一体化と増強がますます進行している状況を論じる。この事実は、

本件参拝等の政教分離原則違反、被控訴人らの平和的生存権侵害を基礎づけるものである。

2 靖国神社への参拝、稲田防衛相の就任、「伝統と創造の会」会長、「日本会議」所属

(1) 稲田朋美（以下、「稲田」という）は、弁護士であり、大阪靖国訴訟（大阪地方裁判所平成13年（ワ）第11468号事件等）の被告靖国神社への補助参加を申立てた遺族の代理人になった。

(2) 2005年、稲田は、衆議院議員総選挙に初当選後、議員となり、同年、後述する、被控訴人靖国神社と国家護持の一体化を政治理念とする新人議員からなる議員連盟「伝統と創造の会」会長に就任し、同会を設立させた。

稲田は、判明しているだけで2006年8月15日、そして、2010年以降毎年、「伝統と創造の会」の若手議員らとともに、「終戦記念日」として8月15日、そして「主権回復記念日」と称して4月28日に、靖国神社に参拝している（甲41・3頁、5頁）。

(3) そして2016年8月、稲田は、第3次安倍内閣の防衛相に就任した。

第3次安倍内閣は、被控訴人安倍を含む閣僚20人のうち、石井啓一を除き全員が「日本会議国会議員懇談会」、「神道政治連盟国会議員懇談会」（神道議連）及び「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」のいずれかの議員連盟に所属歴がある。「神道議連」については石井啓一以外19人全員が現在所属している。

これら議員連盟は、過去の戦争を正当化し、首相や天皇の靖国神社参拝を求め、同神社への集団参拝を繰り返してきた。

3議連すべてに所属するのは10人であり、稲田防衛相もすべてに所属する。後述の「日本会議」の運動に足並みをそろえる議連「日本会議国会議員懇談会」所属議員は前内閣（2015年10月）の12人から15人

に増えた。

同議連所属の閣僚のうち、被控訴人安倍と麻生太郎副総理は「特別顧問」を歴任する。高市早苗総務相は「副会長」、稲田防衛相は「政策審議副会長」などを務めてきた（以上、甲42）。

このように、本件参拝後、安倍政権は、被控訴人靖国神社を国家護持の中枢機能として作動させるべく上記閣僚らを配置してきたのである。

3 「伝統と創造の会」会長・議員としての政治的メッセージ

(1) 稲田議員は、2006年8月15日、上記「伝統と創造の会」会長として、「英霊にこたえる会」と「日本会議」が共催する「第二十回戦没者追悼中央国民集会」に参加し、以下の政治広報・アピールを行った（甲3・1頁）。

ア 「…その中核に靖国問題があります。いかなる歴史観にたとうとも国家に殉じた人々に国民を代表するものが感謝と敬意を表することなくして、国の安全保障を全うすることはできません。」

イ 「私たちが平和で豊かなこの国に生きていられるのは、ここ靖国神社におられる二百四十六万余の英霊の尊い命のおかげであり、英霊に対し感謝するとともにあらためて平和への実現をお誓いしなければなりません。このことを忘れ、目先の経済的利益や他国の干渉に屈して、国家の代表たる首相の靖国参拝を阻止しようという忘恩の徒や、靖国神社に代わる国家追悼施設なるものを建築し、硬直化した国家財政をさらに圧迫しようとする勢力に、道德や教育改革、さらには財政再建を唱える資格はありません。」

ウ 「国家の代表が国民を代表して、国難に殉じた人々に感謝の祈りを捧げることは独立国の権利であり義務であります。この当然のことが当然のこととして受け入れられ、議論にすらならない国にするために何が必

要か。そのために必要な法整備を私たちは目指します。」

(2) また、2010年8月15日、稲田議員は、「終戦記念日」として、「伝統と創造の会」の議員らと靖國神社に参拝した。稲田議員は、このときの参拝について、「また、現政権の閣僚がどなたも参拝されなかったのは大変残念です。」と述べている(甲43・4頁)。

(3) 2015年4月28日、稲田議員は、「終戦記念日」として、「伝統と創造の会」の議員らと靖國神社に参拝した。稲田議員は、参拝後、「いかなる歴史観に立とうとも、国のために命をささげた方々に感謝と敬意と追悼の気持ちを持って参拝することは、主権国家であるならば責務であり、権利である。」と記者団に語った(甲44)。

(4) このように、稲田防衛相は、日本国の代表である首相が靖國神社を参拝し、靖國神社の「英霊」に「感謝」することを「独立国」の「権利」であり「義務」であると堂々と発言しアピールしてきたのである。

この稲田防衛相の、靖國神社と国家を一体化させる烈烈たる信念は、後に、被控訴人安倍が本件参拝を行うことによって実現する。(なお、2012年8月15日、被控訴人安倍と稲田議員は一緒に被控訴人靖國神社に参拝している。甲43・5頁)。しかも、稲田防衛相の信念は、被控訴人安倍が、本件参拝後、靖國神社内で発表した談話冒頭の「国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました。」旨の発言によって体现されている。

被控訴人安倍は、日本国の首相として本件参拝をすることによって、国家の戦争遂行を支える施設である靖國神社を利用して行った稲田議員の政治広報を体现し、稲田議員は、その信念の供給を、防衛相になってからも補強し続けているのである。

(5) 稲田防衛相は、議員時代を通じ、以下のとおり、日本国家と靖國神社

の一体化を希求し、憲法20条3項の政教分離規定の改正を強く主張までしているのである。

ア 「そもそも「政教分離」という制度自体は、普遍的で絶対的なものではありません。…むしろ日本人の暮らしは宗教的なものなしには考えることが出来ないのもであって、それを混同して「政教分離」を論ずるのはおかしいのではないかと思います」（甲55・3頁）。

イ 「この（政教分離を規定する憲法の）第二十条にかんしては第三項の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」という規定を削除もしくは改正することで、首相が靖国神社に参拝できない不自然な環境を改善していくべきだと思います」（甲55・3頁）。

ウ このように、稲田防衛相は、首相の靖国神社参拝が政教分離原則違反で違憲であることを十分に認識しながら、これを放置するどころか、国会議員として政治的メッセージを発して、違憲である首相の靖国神社参拝を称揚、翼賛するのである。この違憲行為を称揚する稲田防衛相の行為自体、国会議員の憲法遵守義務に反し、憲法99条に反して違憲である。

4 「靖国神社は祖国に何かあれば後に続くと誓う場所である」旨の発言

稲田防衛相は、様々なメディアにおいて、靖国神社と戦死について意欲的に発言を行っている（甲45）。

（1）「靖国神社というのは不戦の誓いをするところではなくて、『祖国に何かあれば後に続きます』と誓うところでないといけないんです」（甲46・2頁）

（2）「祖国のために命を捧げても、尊敬も感謝もされない国にモラルもないし、安全保障もあるわけがない。そんな国をこれから誰が命を懸けて守るんです

か」 (甲 4 6 ・ 2 頁)

(3) 「真のエリートの条件は2つあって、ひとつは芸術や文学など幅広い教養を身に付けて大局観で物事を判断することができる。もうひとつは、いざというときに祖国のために命を捧げる覚悟があることと言っている。そういう真のエリートを育てる教育をしなければならない。」 (甲 4 6 ・ 2 頁)

(4) 「九条改正が実現すれば、自衛戦争で亡くなる方が出てくる可能性があります。そうなったときに、国のために命を捧げた人を、国家として敬意と感謝を持って慰霊しなければ、いったい誰が命をかけてまで国を守るのかということですね」 (甲 5 5 ・ 4 頁)

(5) 「首相が靖国に参拝することの意味は『不戦の誓い』だけで終わってはなりません。『国の侵略には屈しない』『祖国が危機に直面すれば、国難に殉じた人々の後が続く』という意思の表明であり、日本が本当の意味での『国家』であることの表明でなければならないのです」 (甲 5 5 ・ 4 頁)

(6) 稲田防衛相は、議員時代から、市民・国民に対し、戦死後も靖国神社で「英霊」として「感謝する」から、「国のために命を捧げて死ね」というメッセージを繰り返し行ってきたのである。このような軍国主義・国家主義信念を有し、自らも靖国神社に毎年参拝し、市民・国民に対し、政治的メッセージを発する者が、防衛相として、自衛隊を指揮監督し、自衛隊の隊務を統括している (自衛隊法 8 条柱書本文) のである。まさに、戦争準備が着実に整備されている状態であり、控訴人らの平和的生存権が侵害されている状況を如実に表している。

5 防衛相就任後の言動

(1) 防衛相就任についての海外メディアの反応

稲田防衛相の防衛相就任に際し、中国、韓国、英国等海外メディアでは軍事化を懸念して起用に反発する声が挙がった (甲 4 7)。韓国の通信社であ

る聯合ニュースは２０１６年８月２日、稲田議員の入閣で「安全保障協力が容易でなくなる」との懸念も生じる」と伝えた。

稲田議員は２０１１年８月、竹島（島根県隠岐の島町）北西の韓国・鬱陵島視察を目的に、自民党の新藤義孝衆院議員らと訪韓を計画した。韓国政府は、混乱を懸念し金浦空港で入国不許可を伝えた。稲田議員が１２年１２月発足の第２次安倍内閣で行政改革担当相として入閣した際、韓国メディアは同時入閣した新藤氏と共に「独島狙撃手」などと表現、安倍政権を非難していた（甲４８）。

また、中国メディアは、稲田議員の防衛相起用に、歴史問題で強硬路線を取る「右翼」の政治家として、警戒感を表した（甲４９，甲５０，甲５１・１頁）。

（２）自衛隊に対する指揮監督

稲田防衛相は、就任後、以下のとおり、自衛隊に対する指揮監督を強め、日本国家の軍事化の勢いを増強している。

ア 自衛隊に破壊措置命令

稲田防衛相は、２０１６年８月９日、北朝鮮の弾道ミサイル発射に備え、自衛隊によるミサイル迎撃を可能とする破壊措置命令を出した（甲５２）。

イ ジブチの自衛隊部隊に対し「誇り」をもつよう激励

稲田防衛相は、２０１６年８月１５日、アフリカ東部ジブチを訪問し、同国を拠点にソマリア沖アデン湾で海賊対処活動を展開している自衛隊部隊を激励した。訓示で「海上交通の安全は依然として予断を許さない。今後も海賊対処を確実に実施することが必要不可欠だ」と述べ、自衛隊派遣を継続する考えを示した。

訓示後、記者団に「非常に重要な役割を担っている。今後、一層の活用 の在り方も検討したい」と述べ、機能強化を図りたいとの認識を示した。

稲田防衛相は、自衛隊員に対する訓示で、「日本から遠く離れ、家族を残

して、士気高く活躍いただき、大変誇りに感じる」と述べ（甲５０・３頁），
「皆さんの活動は各国から高く評価されている。強い信念と誇りを持ち，
開かれ，安定した海洋を守る重要な課題に取り組んでほしい」と強調した
（甲５３）。

ウ 高江ヘリパッドへの自衛隊出動命令

沖縄県の東村と国頭村に広がる米軍北部訓練場のヘリコプター着陸帯
（ヘリパッド）建設工事を巡り，工事用の大型重機を搬入するため，稲田
防衛相が，２０１６年８月１２日，陸上自衛隊に大臣命令を出し，陸上自
衛隊のＣＨ４７輸送ヘリを同月１３日に投入した。米軍施設建設のために
自衛隊機が出動するのは異例であり，住民らはこれに対し強く抗議を続け
ている（甲５４）。

（３）靖国神社参拝への烈々たる信念

防衛省は，２０１６年８月１２日，稲田防衛相が１３日から４日間の日程
で，アフリカ東部ジブチを訪問すると発表した（甲５６）。稲田防衛相は，
８月１２日，視察先の航空自衛隊小松基地（石川県小松市）で記者団に，「靖
国の問題は心の問題であり，安倍内閣の一員として適切に判断したい」旨，
途切れ気味に話し，目には涙がうっすらとたまっていた（甲５０・３頁，甲
５５・１～３頁，甲５６）。

稲田防衛相が８月１５日にジブチの自衛隊部隊を訪問し，毎年参拝してい
た靖国神社を参拝しなかったのは，中国・韓国政府等からの批判をかわすた
めの策略であったと言われている。また，記者団に対する上記のような対応
や議員時代からの言動からすると，靖国神社に参拝し，「英霊」に「尊崇」
の念を表明したいとの稲田防衛相の信念が執拗で烈々たるものであることが
かえって明らかになったといえる。

6 小括

以上のとおり、被控訴人安倍の本件参拝以後、安倍政権の防衛相として着任した稻田防衛相は、控訴人靖國神社をまさしく国家護持施設として捉え、国のために戦争で死ぬことを賛美・強要する言動を行い、自衛隊を指揮監督し、靖國神社と日本国家軍事体制の一体化と増強をますます進行させている。これらの事実は、被控訴人靖國神社と被控訴人国との政教分離原則違反、控訴人らの平和的生存権侵害を基礎づけるものである。

なお、一審判決は、被控訴人安倍の参拝について、「被告安倍は、本件参拝後、今の日本の平和と繁栄が、現在の日本人のみで成り立つものではなく、戦場に倒れた多くの方々の尊い犠牲の上にあることに改めて思いを致し、心からの敬意と感謝の念を持って、参拝した、過去への痛切な反省の上に立って、二度と戦争を起こしてはならないと考えていると説明していることに照らすと、本件参拝や参拝受入れが、合祀者の死を『国（あるいは天皇）のために喜んで死んだ』のだと意味づけるのでもなく、その布教宣伝に利用したものとも解されない」と判断したが、本件参拝が稻田防衛相の前記言動や信念の体现でもあることからすると、決して受け入れることができないものである。本件参拝や参拝受入れは、「靖国神社というのは不戦の誓いをするところではなくて、『祖国に何かあれば後に続きます』と誓うところでないといけないんです」との稻田防衛相の言葉に明らかなように、あくまで、「（戦死者の）後に続け」という思想を国民に押しつけるものとして、理解されねばならない。

第4 靖國神社と日本会議のつながり

1 はじめに

安倍政権下では、秘密保護法制定、解釈改憲による集団的自衛権の肯定、これに基づく戦争法制定等、着実に「戦争ができる国」への準備が進められてい

る。路上では醜悪なヘイトデモが繰り返され、書店にはヘイト本、嫌韓本が並べられ、沖縄では機動隊が沖縄住民を「土人」と呼ぶなど、差別的言動が横行し、閉鎖的、排他的な空気が漂っている。アジア、欧米の海外メディアで日本の右傾化が懸念をもって報じられるようになって久しい。

このような情勢の変化の背景にあって、大きな影響力を持つ団体として、近時注目を集めるようになったのが、「日本会議」という保守団体である。

本項では、この「日本会議」と被控訴人安倍との関係、靖國神社との関係を明らかにすることを通じて、本件参拝が近時の情勢の変化にどのような影響を与えてきたのかを検討する。

2 日本会議とは

(1) 日本会議は1997年5月30日、「日本を守る会」と「日本を守る国民会議」という2団体が統合し、結成された。

その公式ウェブサイトには、以下のように紹介されている（甲57）。

私達「日本会議」は、前身団体である「日本を守る国民会議」と「日本を守る会」とが統合し、平成9年5月30日に設立された全国に草の根ネットワークをもつ国民運動団体です。

私達の国民運動は、これまでに、明治・大正・昭和の元号法制化の実現、昭和天皇御在位60年や今上陛下の御即位などの皇室のご慶事をお祝いする奉祝運動、教育の正常化や歴史教科書の編纂事業、終戦50年に際しての戦没者追悼行事やアジア共生の祭典の開催、自衛隊PKO活動への支援、伝統に基づく国家理念を提唱した新憲法の提唱など、30有余年にわたり正しい日本の進路を求めて力強い国民運動を全国において展開してきました。

今日、日本は、混迷する政治、荒廃する教育、欠落する危機管理など多くの問題を抱え、前途多難な時を迎えています。私達「日本会議」は、美しい

日本を守り伝えるため、「誇りある国づくりを」を合言葉に、提言し行動します。

また、私達の新しい国民運動に呼応して、国会においては超党派による「日本会議国会議員懇談会」が設立されています。私達は、美しい日本の再建をめざし、国会議員の皆さんとともに全国津々浦々で草の根国民運動を展開します。皆様のご声援をよろしくお願いします。

日本会議は、「日本会議が目指すもの」として、以下の6点を掲げている（甲58）。

- 1 美しい伝統の国柄を明日の日本へ
- 2 新しい時代にふさわしい新憲法を
- 3 国の名誉と国民の命を守る政治を
- 4 日本の感性をはぐくむ教育の創造を
- 5 国の安全を高め世界への平和貢献を
- 6 共生光栄の心でむすぶ世界との友好を

その具体的な内容はおおむね以下のようなものである。

- ① 「1」については、「多様な価値観の共存を認め」と美辞麗句を用いながらも「皇室を中心に、同じ歴史、文化、伝統を共有しているという歴史認識」により「『同じ日本人だ』という同胞感を育」むという、排他的な国家観
- ② 「2」においては、日本国憲法が「自国の防衛を他国に委ねる独立心の喪失、権利と義務のアンバランス、家族制度の軽視や行きすぎた国家と宗教との分離解釈」などの「弊害」を招いたと述べている。
- ③ 「4」では「行きすぎた権利教育、わが国の歴史を悪しざまに断罪する自虐的な歴史教育（中略）の横行」を批判した上、「誇りあるわが国の歴史、伝統、文化を伝える歴史教育の創造と、みずみずしい日本的徳性を取

り戻す感性教育の創造とを通じて、国を愛し、公共につくす精神の育成」を目指すと述べている。

- ④ 「4」で戦争中に日本軍がアジア各地で犯した戦争犯罪については否定し、「5」では、「年々増強される中国の軍事力や北朝鮮によるミサイル発射事件は、東アジアの平和にとって大きな脅威となっています」と中国に対する不信感を露わにする。中国、北朝鮮の軍事的脅威を強調し、集団的自衛権行使の容認、戦没者の追悼、海外紛争地への自衛隊派遣の実現を実現せんとするものである。

日本会議設立大会の会長式辞において、初代会長塚本幸一は、「まず何といっても、憲法を変えなければなりません。芯が腐っていたのではこの国は立ち直れません」とあいさつした。

日本軍国主義が戦争の惨禍を招いてしまった歴史の反省に立ち、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権を基本原則として成立した現行日本国憲法を、日本会議は「腐った芯」と表現し、基本的人権が尊重され過ぎると批判し、基本的人権尊重確保のためになくてはならない政教分離原則を「行きすぎた解釈」とし、憲法改正を設立の目的のひとつとしている。また、上記「4」から明かなとおり、日本会議は日本が海外で戦争に参加することを目指している。日本会議が目指す「美しい日本の再建」とは、戦後の民主主義の下での日本の復興を否定し、戦前の価値観へ立ち返ることを意味する。

(2) 日本会議の成り立ち

日本会議の前身団体の1つである「日本を守る会」は、1974年、鎌倉円覚寺貫長・朝比奈宗源を発起人とし、宗教界を中心に結成された。

現在の日本会議にも、北白川道久神社本庁統理、鷹司尚武神宮大宮司が顧問として名を連ね、明治神宮崇敬会理事長が理事長を務め、代表委員にも新生佛教教団最高顧問、神道政治連盟会長、熱田神宮宮司、明治神宮宮司、比

叡山延暦寺代表役員，靖國神社宮司等と宗教関係者がその約半数を占めるなどしており，その宗教的性格が引き継がれている（甲５９）。

もう１つの前身団体である「日本を守る国民会議」は１９７８年，元号法制化を求める運動に際して組織された「元号法制化国民会議」を前身として，同年に設立された。

（３）日本会議の活動

日本会議公式ウェブサイト「国民運動の歩み」によると，「日本を守る会」及び「日本を守る国民会議」の活動は，憲法改正の世論喚起，憲法改正に向けての自民党への働きかけ，新しい歴史教科書作成，靖國神社での戦没者追悼中央国民集会の開催，夫婦別姓反対運動，内閣総理大臣に対する靖國神社参拝要請，長崎原爆資料館の「偏向」展示の是正運動，大阪国際平和センターの「偏向」展示是正運動等，多岐にわたる。特に元号法制化運動では大きな推進力となった（１９７９年）。

１９９７年日本会議発足後は，さらに積極的に復古的政治活動を展開し，国旗・国歌法制定運動（１９９９年），昭和天皇の誕生日を「昭和の日」とする制定運動（２００５年），教育基本法改訂（２００８年）などを実現した。

（４）メディアでの扱い

国内大手メディアは日本会議についてほとんど語っていない。最初に国内記事で大きく日本会議に触れたのは，２０１４年７月３１日付東京新聞「日本最大の右派組織 日本会議を検証」であったと言われている。同記事では被控訴人安倍が同会議に賛同する国会議員懇談会の特別顧問であること，日本会議の主張が被控訴人安倍の政治信条と重なることが紹介されている（甲６０）。

東京新聞以降，日本会議の活動や被控訴人安倍との関わりを報道したのは，神奈川新聞等の地方紙，日本共産党の機関紙「しんぶん赤旗」，「週刊金曜

日」等の週刊誌のみで、大手メディアではほとんど触れられていない。

海外では、安倍政権発足直後のイギリス「エコノミスト」が「Back to the Future（未来への回帰）」と題して、安倍内閣について以下のように報じた（甲 6 1）。

“Fourteen in the cabinet belong to the League for Going to Worship Together at Yasukuni, a controversial Tokyo shrine that honours leaders executed for war crimes. Thirteen support Nihon Kaigi, a nationalist think-tank that advocates a return to “traditional values” and rejects Japan’s “apology diplomacy” for its wartime misdeeds. Nine belong to a parliamentary association that wants the teaching of history in schools to give a better gloss to Japan’s militarist era. They deny most of Japan’s wartime atrocities.（閣僚のうち 14 人は戦犯として処刑された戦争指導者を顕彰し、物議を醸している東京の神社に参拝する「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会」に所属している。13 人は、日本の「伝統的価値観」への回帰を提唱し、戦時中の犯罪行為についての「謝罪外交」を否定する国家主義者のシンクタンクである日本会議を支持している。9 人は日本の軍国主義時代を虚飾した歴史を学校で教えるよう求める議員連盟に所属している）”

そのほか、海外主要メディアは早い時期から、安倍政権について報じる記事の中で、日本会議との関わりを指摘していた。

3 日本会議と被控訴人安倍の関係

（1）海外メディアが早くから指摘していたとおり、日本会議は被控訴人安倍と深い関わりを有する。

日本会議の活動方針に、超党派の「日本会議国会議員懇談会」を設立し、

日本会議による国民運動と提携すると記載されているとおり（甲 6 2），日本会議の設立と同時に，同懇親会が設立され，日本会議の政治運動と恒常的に連携している。現在の会長は平沼赳夫（自民党）であるが，被控訴人安倍は特別顧問の地位にある。そのほか，現副総理，財務大臣を務める麻生太郎が特別顧問，第 2 次安倍内閣で法務大臣を務めた谷垣禎一が相談役，第 3 次安倍内閣第 1 次改造内閣で地方創生担当大臣を務めた石破茂，現内閣官房長官の菅義偉，第 3 次安倍内閣第 1 次改造内閣で防衛大臣を務めた中谷元，第 2 次安倍内閣で内閣府特命担当大臣を務めた古屋圭司が副会長を，それぞれ務めており，被控訴人安倍とのつながりの深さは明らかである。

- （2）伝統的価値観への回帰，憲法改正の実現，集団的自衛権の容認，靖國神社参拝等，日本会議の目指すところと，被控訴人安倍の政治信条は極めて近い。

日本会議は，内閣総理大臣，閣僚の靖國神社参拝推進もその活動方針としてきたが，在任中の靖國神社参拝は被控訴人安倍の悲願でもあった。

2013 年 4 月 7 日，日本会議平成 25 年度総会の冒頭，当時の会長である三好達は，価値観を異にする民主党政権との闘いについて触れた後，次のように述べた。

「私どもの運動の大きな成果の 1 つは，なんと言っても，昨年 12 月 16 日の衆議院議員選挙の結果であります。300 議席に迫る自民党の圧倒的勝利，その結果，安倍政権が誕生しました。」（山崎雅弘著『日本会議 戦前回帰への情念』）

- （3）靖國神社参拝について，被控訴人安倍と日本会議がその実現を悲願としていることは前述のとおりであるが，その理由も共通する。

被控訴人安倍は，本件参拝ののち，「国のために戦い，尊い命を犠牲にされた御英霊に対し，哀悼の誠をささげるとともに，尊崇の念を表し，御霊やすらかなれとご冥福をお祈りした」との談話を発表した。高市早苗ら他の閣僚が靖國神社を参拝する際にも，今の日本の平和が戦没者の「尊い犠牲」のお

かげであると説明し、憲法で禁止された靖國神社参拝を正当化しようとする。

日本会議も、2015年8月6日に発表した「終戦七十年にあたっての見解」の中で、「国民が享受する今日の平和と繁栄は、先の大戦において祖国と同胞のために一命を捧げられたあまた英霊の尊い犠牲の上に築かれたことを忘れてはならない。この英霊への感謝の念こそ、この節目の年を迎えた日本国民が共有すべき歴史認識の第一であるべきである。」と述べた（甲63）。

- (4) 日本会議は、このように、関連団体である日本会議国会議員懇談会を通じて政界に直接の影響を持ち、20年にもわたりロビー活動が続けてきたが、現在、価値観、政治的信条を共通する被控訴人安倍を内閣総理大臣とする政権を、「自分たちの運動の成果」として実現し、過去にないほど強大な存在となっている。

4 日本会議と被控訴人靖國神社の関係

- (1) 日本会議が、宗教家により組織された「日本を守る会」を前身とすることはすでに述べた。現在は、靖國神社宮司である徳川康久が日本会議代表委員を務めている（甲59）。

日本会議は、前身団体であったころから戦没者の追悼事業を行っており、第3項(3)でも述べたとおり、靖國神社における「英霊」の顕彰を強く求め、毎年8月15日、靖國神社において、「英霊にこたえる会」と共催で「戦歿者追悼中央国民集会」を開催している。特定の宗教によらず戦没者を慰霊する国立追悼施設の設置が議論された際には、日本会議は、戦没者すなわち「英霊」の慰霊顕彰は靖國神社において行われなくてはならないとして、国立追悼施設設置に反対した。「追悼」に意味があるだけでなく、靖國神社で行われることにも意味があるというのである。

- (2) 第2項に述べたとおり、日本会議は、伝統的価値観への回帰を目指し、数

々の復古的な政策を実現してきたが、そのひとつに、内閣総理大臣、閣僚による靖國神社公式参拝がある。

被控訴人靖國神社は、天皇のため、国家のために死ねば英霊となり賛美され、崇められるという思想の流布を通じて、日本国民、占領下のアジアの人々を戦争に駆り立てた、戦時下の日本の軍国主義の精神的基盤であったが、敗戦後、政府機関であった神祇院の廃止により民間の宗教施設となり、日本国憲法の政教分離規定により国家との結びつきを禁止された。

しかし日本会議は、現行日本国憲法下で行きすぎた政教分離がなされていると批判していることから明かなとおり、内閣総理大臣による靖國神社公式参拝は憲法で定める政教分離規定に違反しないとの立場をとり、むしろ積極的に参拝を奨励してきた（甲64）。小泉純一郎元首相在任時には、「小泉首相の靖国神社参拝を支持する国民の会」を結成し、「小泉首相の靖国神社参拝を実現させる超党派国会議員有志の会」と共に参拝実現に向けた国民運動を展開した。

（3）戦没者を「国事に殉ぜられた人々」として祀ることは、被控訴人靖國神社の目的そのものである。

5 靖國神社参拝問題をめぐる被控訴人安倍、同靖國神社、日本会議の関係

（1）以上のように、被控訴人安倍と同靖國神社、日本会議は、「国のために戦争で命を落とした人は『英霊』となり、靖國神社に祀られ、『尊い犠牲』として慰霊顕彰される」という考え方を共有し、一丸となって内閣総理大臣による靖國神社参拝実現を目指している。靖國神社参拝は被控訴人安倍の悲願でもあったが、20年にもわたる日本会議のロビー活動、強い後押しが、実現をさらに容易にしたとも言えるだろう。

（2）この戦没者を「英霊」として慰霊顕彰するという考え方は、被控訴人靖國神社の目的であり、軍国主義日本が精神的基盤とし、日本人、占領下のアジ

アの人々を戦争に駆り立てていった「英霊サイクル」の考え方そのものである。

被控訴人安倍による靖國神社公式参拝は、この考え方を国家が奨励し、賛同するよう働きかける効果をもたらすものである。

集団的自衛権の行使は認められないという従来の憲法解釈が、「解釈改憲」などという手法によって時の政権の意のままに変えられ、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年9月30日法律第76号。平和安全法制整備法）等（通称「戦争法」）が強行採決され、現実には戦争を開始することも可能となった現在、内閣総理大臣という地位にある被控訴人安倍が靖國神社を公式参拝することにより、市民の意識をも戦争に行き国のために戦うことに向かわせる「英霊サイクル」が、国家にとって特別なものであるかのような印象を作り出すことは、戦争開始の可能性をさらに高めるものである。また、そのような靖國神社公式参拝により、東アジア国家間の亀裂も深まり、いちだんと戦争が現実のものとして近づいてくるのである。

このようなことから、被控訴人安倍による本件参拝は、原告らの平和的生存権を侵害するものと言える。

- (3) さらに、親族や祖先がその意に反して靖國神社に合祀されている遺族控訴人ら、台湾控訴人らにとっては、親族ら、祖先が「英霊サイクル」に取り込まれ、被控訴人靖國神社の布教、被控訴人安倍及び日本会議の復古回帰政策に利用されていることを意味し、同控訴人らの回顧・祭祀に関する自己決定権の侵害にもなっている。

第5 海外で武力行使する体制へ向かう自衛隊の実態

1 防衛白書から

防衛省ホームページの「ここが知りたい！」サイトに「防衛関係費の現状について」というQ&Aコーナーがある。

http://www.mod.go.jp/j/approach/others/shiritai/budget_h26/

「Q1 わが国の防衛関係費の現状を教えてください。」に対して、以下のようなグラフによる説明がなされている。



*「SACOとは、Special Action Committee on Okinawa（沖縄に関する特別行動委員会）の略であり、沖縄に所在する米軍施設・区域にかかわる諸課題に関し協議することを目的として、平成7年、日米両国政府によって設置されました。」（防衛省ホームページより）

2012（平成24）年度の終盤に自民党が与党となり第2次安倍内閣が

成立してから、防衛予算は目に見えてV字型回復を示し、増額している。

2 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」

この予算増額の根本にある「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」は、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（2010（平成22）年に民主党政権下で策定されたもの）を廃止して、2013（平成25）年12月17日に国家安全保障会議決定・内閣決定として定められた。

「我が国を取り巻く安全保障環境」として、「グローバルな安全保障環境においては、国家間の相互依存関係が一層 拡大・深化し、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体が直面する安全保障上の課題や不安定要因に拡大するリスクが増大している。また、中国、インド等の更なる発展及び米国の影響力の相対的な変化に伴うパワーバランスの変化により、国際社会の多極化が進行しているものの、米国は、依然として世界最大の国力を有しており、世界の平和と安定のための役割を引き続き果たしていくと考えられる。」との世界情勢の分析の下、日本の防衛政策として重点的に強化すべき機能・能力として具体的に掲げているのが、以下の9点である。

① 警戒監視能力、② 情報機能、③ 輸送能力、④ 指揮統制・情報通信能力、⑤ 島嶼部に対する攻撃への対応、⑥ 弾道ミサイル攻撃への対応、⑦ 宇宙空間及びサイバー空間における対応、⑧ 大規模災害等への対応、⑨ 国際平和協力活動等への対応

この「防衛政策の大綱」に従い、防衛省をはじめとする行政機関が、「世界の平和と安定」のために日本も米国とともに相応の予算を出し、自衛隊員を海外へも派遣しなければならないのだと、世論作りに邁進してきた。

2015年には、集団的自衛権が現行の日本国憲法下でも解釈で可能で

あるとする「解釈改憲」を、盛り上がる反対運動の中で閣議決定により強行し、9月19日に安全保障関連法（通称戦争法）が可決成立した。翌2016年3月27日より施行されている。

それと前後し、学卒者に対する自衛隊からの入隊勧誘が一層公然とダイレクトメール等で行われるようになり、自衛隊の存在が一つの堅い就職先としての位置づけを高めていつている。

3 南スーダンへの駆けつけ警護

自衛隊の国連平和維持活動（PKO）として来たる11月に南スーダンへ派遣される次期派遣部隊に、安全保障関連法で任務を拡大した「駆けつけ警護」を付与するかどうかを検討されている。

「駆けつけ警護」は、離れた場所にいる国連や民間NGOの職員、他国軍の兵士らが、武装集団などに襲われた場合に助けに向かう任務であり、部隊の任務として定められれば、可能になる。「警護」という名ではあるものの、実質的には武力を行使する救援活動であり、非武装の部隊であったはずの自衛隊が遂に武力をもって海外に登場することになる。

第6 まとめ

以上のように、2012年12月に登場した安倍第2次内閣、そして改組された第3次内閣でも引き続き、自民党と安倍内閣総理大臣による「戦争できる国」への志向は揺るぎなく実現に向かっている。その一連の動きをイデオロギー的に支える勢力として日本会議という組織が勢力を増殖している状況の中、被控訴人安倍による内閣総理大臣としての靖国神社への本件参拝、そして被控訴人靖国神社の本件参拝受け入れは、「戦争できる国」を支える精神的支柱として日本の世論に強い影響を与えている。

このような状況は、津地鎮祭違憲訴訟大法廷判決も確認している1945年の「神道指令」、そして1946年公布の憲法の政教分離規定が、軍国主義および過激な国家主義の宣伝に、靖國神社などの国家神道を利用することを防止し、禁止することにした趣旨を真っ向から否定するものというべきであり、内閣総理大臣としての本件参拝は、稲田防衛相や日本会議などの政教分離原則を否定し、憲法の変更を目指す政治活動や大衆活動を援助し、助長する大きな原動力にもなっている。また、本件参拝を悲願とする被控訴人安倍やこれに同調する閣僚が進めている日米軍事体制の一体化政策は、これを批判する言動を封じて強行され、日本国憲法が市民に保障している平和的生存権を侵害し、平和的生存権の危機的状況を招来している。

第3章 控訴人らに対する平和的生存権侵害の内容

第1 沖縄控訴人らに対する平和的生存権侵害

1 はじめに

控訴人安谷屋昌一（甲31，甲70の1），同宇佐美睦朗（甲70の2），同我如古幸市（甲70の3），同金城實（甲70の4），同知花昌一（甲28）及び同松井裕子（甲70の5）は沖縄在住の控訴人であり（以下「沖縄控訴人ら」ともいう），本件参拝等による権利侵害及び損害については，それぞれの陳述書等に述べているとおりである。

1879年断行の琉球処分によって琉球国が大日本帝国に「併合」されて以来，日本の国策のための道具として処遇され，1943年3月末からの敗戦に至るまで「鉄の暴風」と呼ばれた米軍との地上戦を経験し，その後は，米軍の基地として差し出された沖縄は，今また，日米軍事体制の捨て石にされ，平和的生存権の侵害が現実化しつつある。

沖縄控訴人らにとって喫緊の問題は，「辺野古」と「高江」である。「辺

野古」とは米軍の普天間基地の移設先とされた名護市辺野古区であり、「高江」とは米軍のためにヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）を建設しつつある東村高江地区である。この辺野古と高江には、戦後一貫して問題であり続けた米軍基地問題のすべてが集約されている。「沖縄」がこのまま、「日本国」や「米国」のために戦争のための「基地」を提供し続けるのか、新たな「基地」を設置させず、既存の「基地」を返還させて、住民の「平和」と「安心した生活」を取り戻すのかの岐路に立っている。

辺野古においても、高江においても、安倍政権下の日本政府の対応は極めて強硬である。安倍政権は、一方で、首相の靖国神社参拝の実現や「軍事力増強」，「緊急事態条項」，「家族保護条項」の条文化を重視する新憲法制定のための活動を行っている「日本会議」，また，新憲法の制定，靖国神社での国家儀礼の確立，道徳・宗教教育の推進などの運動を行っている「神道政治連盟」と密接な関係にあり，他方では，2014年7月1日の「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し，これにより我が国の存立が脅かされ，国民の生命，自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には憲法9条のもとでも「必要最小限度の実力を行使すること」は許容されんとする集団的自衛権の閣議決定，2015年9月19日の「平和安全法整備法」の成立，2016年3月29日の同法施行を経て，米軍と自衛隊との一体化をますます推し進めようとしている。自衛隊法の改正によって「米軍等の部隊の武器等の防護」の新設（95条の2の新設），「平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大」（100条の6）がなされ，重要影響事態安全確保法により「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動」（3条，6条）が可能となるなど，日本は，憲法9条の存在にもかかわらず，「実戦」が可能な国家に変貌した。

現在の辺野古や高江における日本政府の強硬的な対応は，安倍政権のもと

で一体化する「日米軍事体制」の進行と無縁ではない。安倍政権においては、戦争を賛美する靖国神社を参拝することと米軍との一体化による軍事体制の整備とは矛盾なく共存している。一般に国民国家は、国民を国家のための戦争の犠牲にし、戦争によって死んだ兵士を慰霊する装置を必要としてきた（高橋哲哉『国家と犠牲』NHKブックス・2005年，レジス・ドゥブレラ『思想としての〈共和国〉 日本のデモクラシーのために』みすず書房・2016年199頁・三浦信孝発言）。特に靖国神社は、「戦死者が顕彰され、遺族がそれを喜ぶことによって、他の国民が自ら進んで国家のために命を捧げようと希望することになる」という「悲しみの錬金術」を機能させる装置であったし（高橋哲哉『靖国問題』ちくま新書・2005年44頁），既述のとおり，安倍内閣の稲田防衛相がかつて「靖国神社というのは不戦の誓いをするところではなくて、『祖国に何かあれば後に続きます』と誓うところでないといけないんです」と述べていること（『WILL』2006年9月号）に現れているように，今でも「悲しみの錬金術」を機能させる装置であり続けている。

被控訴人安倍は，2013年12月26日の本件参拝以来，「参拝」はしていないが，春季・秋季の例大祭には「真榊（まさかき）」を「内閣総理大臣安倍晋三」の名前で奉納している。しかし，本件参拝に対する米国の「失望」表明以来，参拝はしていない。また，2016年7月10日の参議院選挙によって安定多数を確保した安倍政権の稲田防衛相は，衆議院議員当選の2005年以来毎年「8月15日」と「4月28日」に靖国神社を参拝していたが，防衛相就任後の2016年8月12日～16日の日程で「ジブチ共和国」の自衛隊基地を視察し，この年の「8月15日」には靖国神社を参拝しなかった。しかし，安倍首相が本件参拝以来，靖国神社を参拝せず，また自らが任命し，靖国神社について同じ考えをもっている稲田防衛相のジブチ視察を了承したのは，首相や防衛相の靖国神社参拝が政教分離原則に反すると考えたからではなく，韓国や中国を刺激してはならないとする米国の強い示唆に

基づくものである。安倍首相においては依然として靖国神社参拝と軍事体制の整備とは一体のものとして共存している。

これを沖縄の側からみると、安倍政権の下で急速に進められている「日米軍事一体化」は沖縄の「基地化」の強化であり、沖縄控訴人らの平和的生存権を侵害するものである。沖縄控訴人らにとって、安倍政権が「辺野古」や「高江」で反対住民を暴力的に排除する姿勢を示せば示すほど、被控訴人安倍による本件参拝は、沖縄控訴人らの平和的生存権を侵害するものであることがより鮮明になってくる。

そこで、「辺野古」や「高江」がいま、どうなっているかについて述べる。

2 辺野古・高江

(1) 沖縄における米軍基地

日本には、日米安全保障条約6条、日米地位協定に基づき、アメリカ合衆国軍が駐留している。本州及び九州には、三沢飛行場、横田飛行場、厚木海軍飛行場、横須賀海軍施設、岩国飛行場、佐世保基地などがある。

沖縄には多く米軍基地があり、常時利用の米軍基地面積のうち73.8%が沖縄に集中している。沖縄県面積の10.2%が米軍基地である。沖縄県の人口一人当たり米軍専用施設面積は、他の道府県の人口一人当たり面積に比べ、約248倍となっている（甲67・4頁）。沖縄では日々の生活のすぐ隣に米軍基地がある。

沖縄本島の北部には「北部訓練場」、中部には「キャンプ・シュワブ」、
「キャンプ・ハンセン」、
「辺野古弾薬庫」など、同じく中部には「嘉手納飛行場」、
「普天間飛行場」、
「トリイ通信施設」、
「嘉手納弾薬庫」などがある。

(2) 普天間基地の辺野古移設問題

ア 沖縄県のホームページによれば、飛行場を擁する普天間基地は街の真ん

中にあり「世界一危険」と言われている。

米軍第一海兵団航空団司令部飛行隊等が配備され、軍用超大型長距離輸送機「ギャラクシー・C-5」などが離発着している。

イ 沖縄では、1995年9月、キャンプ・ハンセンに駐留する3名のアメリカ海兵隊員が12歳の少女を拉致し、強姦した事件を契機に米軍基地撤退運動が高揚した。

1996年、日米政府が設置した「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」^{サ コ}で、普天間飛行場など11箇所の米軍基地を日本に返すことが合意された（SACO合意）。しかし返還が具体化せず、2004年8月に海兵隊所属の飛行機が普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学の構内に墜落する事件が起きた。これを契機に、普天間基地の返還要求がさらに強まった。しかし、2006年に、普天間基地は返還ではなく、キャンプ・シュワブのある名護市辺野古地区に移転させることになった。その後、鳩山由紀夫内閣によって県外移設が模索されたが、2010年、日本政府は辺野古への移設を決定した。

2013年12月27日、仲井眞知事は、沖縄防衛局長名による辺野古沿岸域の公有水面埋立承認申請を承認した（埋立承認処分）。

ウ 2015年7月、沖縄県が設置した第三者委員会は、仲井眞前知事による埋立承認処分には瑕疵があり、法的に取消可能との報告書を翁長雄志知事に提出した。

2015年10月、翁長知事は、埋立承認処分を取り消した。2016年3月、国（国交相）は、承認取消撤回を行わない不作為について沖縄県に是正の指示を出した。同年7月22日、国（国交相）は、翁長知事を被告とし、「地方自治法251条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認請求訴訟」を提起した（福岡高裁那覇支部平成28年〔行ウ〕第3号）（甲69・41頁）。

エ 2016年9月16日の福岡高裁那覇支部の判決は、翁長知事による埋立承認処分の取消は違法であることを確認するというものであった。その理由は、判決骨子によれば、「普天間飛行場の被害を除去するには本件埋立てを行うしかないこと、これにより県全体としては基地負担が軽減されることからすると、本件埋立てに伴う不利益や基地の整理縮小を求める沖縄の民意を考慮したとしても、公有水面埋立法4条1項1号要件を欠くと認めるには至らない」などというものであった（甲65の1）。

また、「判決要旨」においては、「沖縄と潜在的紛争地域とされる朝鮮半島や台湾海峡との距離は、ソウルまでが約1260kmであり、船舶での移動時間が約34時間、オスプレイの固定翼モードでの速度時速230マイル（368km）で約3.5時間となり、台北までが約630kmであり、船舶での移動時間が約17時間、オスプレイで約2時間となること、他方、北朝鮮が保有する弾道ミサイルのうちノドンの射程外となるのは我が国では沖縄などごく一部であること、南西諸島は、我が国の会場輸送交通路に沿う位置にあり、沖縄本島はその中央にあること、これに対し、グアムからは、ソウルまでが約3220km、台北までが約2760km、沖縄までおよそ2200kmであること等に照らして、沖縄に地理的優位性が認められるとの原告の説明は不合理ではない」など、原告国の主張及び軍事政策に沿って、専ら軍事的な優位性の観点による判断が示されている（甲65の2）（以下「辺野古判決」とする）。

オ 辺野古判決に対し、翁長知事は、2016年9月16日午後5時40分、記者会見において、「辺野古が唯一との国の主張を追認するかのような内容となっており、地方自治制度を軽視し、沖縄県民の気持ちを踏みにじる、あまりにも国に偏った判断となっている」と批判した（甲66の1・1頁）。

同年9月17日の沖縄タイムスは、「『辺野古違法確認訴訟』の判決は、『辺野古唯一』とする国側の主張を一方的に採用した。取り消し処分を審

査するに当たり、県側の立証を十分に認めておらず審理に不公平感が残る」と批判した（甲 6 6 の 2・7 頁）。

首都大学東京の木村草太教授は、辺野古判決が「本件施設等の建設及びこれに伴って生じる自治権の制限は、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づくものであり、憲法 4 1 条に違反するとはいえない」との判示に対し、「これは恐ろしい判断だ。憲法は、自治権を制限する『法律』は、『地方自治の本旨』に沿ったものでなければならず（9 2 条）、かつ、特定の自治体だけに適用される法律を制定するには、その自治体の住民投票の承認が必要と定める（9 5 条）。しかし、『条約』には、そうした制限はない。判決の論理に従えば、国は、外国との条約を使って、9 2 条や 9 5 条を潜脱し、自治権をいくらでも制限できることになる」と批判した（甲 6 6 の 3・1 頁）。

早稲田大学大学院法務研究科の岡田正則教授は、「『国防・外交事項なのだから、県知事は大臣の指示に従え』という地方自治蹂躪の着想は上告審であらためなければならない」と批判した（甲 6 9・4 6 頁）。

カ 翁長知事は 2 0 1 6 年 9 月 2 3 日上告した。同年 1 0 月 3 日付けの上告理由書には、憲法 4 1 条や 9 2 条の解釈の誤りのほか、その前提となる「沖縄の過重な基地負担の実態と過酷な形成過程」が記載されている（甲 6 7・4 頁以下）。

普天間基地の辺野古移設は、沖縄の民意に反して、行政によって強硬され、また、司法によっても追認されようとしている。

辺野古問題は、安倍政権の「日米軍事同盟」の強化によって生じている問題であり、沖縄控訴人らの平和的生存権が具体的に侵害されていることを示すものとなっている。

（3）高江のヘリパッド基地問題

ア 2 0 0 7 年 7 月、沖縄県北部に位置する国頭郡東村の高江に、沖縄防衛

局（当時は那覇防衛施設局）が6か所のヘリパッド建設を強行した。ヘリパッド建設は、1996年のSACO最終合意に基づくものである（甲69・48頁）。

2015年3月、「N4地区」のヘリパッドが完成し、米軍に先行提供された。高江の集落の上空を航空機オスプレイが飛び交うようになった。

2016年7月21日の沖縄県議会の意見書は、「オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行し、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音・低周波を浴び続け、学校を欠席する児童もいる」と指摘している。

（甲69・48頁以下，甲68・12頁以下）

イ 2016年7月10日の参院選の翌日11日午前6時、高江ではなんの前触れもなく、大型トレーラーなど6台の重機と機動隊が、北部訓練場のゲートに入り、ヘリパッド工事に向けた作業を再開した。ヘリパッド建設に反対する住民や支援者らは森の中にブルーシート製のテント村を抗議の拠点として構築した。

「N1地区」での工事が始められるという情報を得た7月22日には、未明から、ヘリパッド建設に反対する住民や支援者らが県道70号線に車を止め、機動隊を迎えうつ体制をとった。人口150人足らずの高江区に、全国から集まった機動隊が500人、沖縄県警を合わせると800人から1000人といわれる機動隊員が「N1ゲート」付近に押し寄せ、激しいもみ合いのなかで住民3名が肋骨を折るなど負傷した。

ウ 控訴人知花昌一は、辺野古移設にも高江ヘリパッド建設にも反対する活動を続けている。控訴人知花は、環境影響評価では、ヘリパッド建設のために必要な道路の幅員は3メートルとされているところ、実際には7メートルほどの道路を作っていること、2016年7月22日の機動隊による反対住民排除の際は、沖縄県が管理している県道においての機動隊の行動について沖縄県との事前の調整がなかったことなどから、沖縄が今また「捨

て石」にされつつあると受け止めている。

母方の叔父が靖国神社に合祀されている控訴人知花は、一貫して平和を追求する思想、反戦思想を持ち続け、「チビチリガマの集団自決〔控訴人知花は『集団強制死』と呼ぶ〕」の調査を行い、また、米軍基地撤去を訴えるため1987年には「日の丸」焼き捨てを行った。辺野古と高江の基地建設に反対する活動はその延長上にある。

(4) 沖縄控訴人らの平和的生存権に対する侵害

現在進行しつつある辺野古や高江での日米軍事体制の強化のための工事、そしてこれに反対する住民らに対する機動隊の極めて強硬的な対応は、安倍首相による本件参拝とあいまって、沖縄控訴人らの平和的生存権を侵害するものであることがますます明白になった。

辺野古や高江での米軍基地建設の強行や機動隊の反対住民排除は、多くの肉親が沖縄戦で犠牲になり、子ども達だけで逃げ惑った体験をもつ控訴人安谷屋昌一にとって、自らの体験を彷彿させるものであり、肉親が沖縄戦で戦死したり、徴兵されて帰ってこず行方不明になったままの控訴人知花にとって、自らの反戦思想、また、宗教者として平和と平等を目指す信念を脅かすものである。

本件参拝が、米軍基地建設の強行という事態とあいまって、沖縄控訴人らの平和的生存権を侵害するものであることはもはや明らかであるといわなければならない。

第2 その他控訴人らに対する平和的生存権侵害

1985年に当時の中曽根康弘首相は靖国神社を公式参拝したが、その直前の自民党軽井沢セミナーにおいて、「国のために倒れた人に対して感謝を捧げるのは当然のことである。さもなくして誰が国のために命を捧げ

るか」と発言した。これは国のために命を落とした者に対する感謝の意を表明するために、戦没者の霊を祀ることを宗旨とする靖国神社に国家を代表して参拝することを明確に表明したものといえる。また、安倍首相は今回の参拝について、「英霊に対しての哀悼・尊崇を表し冥福を祈る」ものであると発言しており、戦死者を「英霊」と呼び、それに尊崇の念を抱いていることを表明した。戦前から連綿と受け継がれた靖国神社の基本宗旨とその存在意義を中曽根元首相と全く同様に受け止めた上で、それを積極的に肯定する考えを公に表明したものといえる。第3次安倍内閣において防衛大臣の任を授かった稲田朋美が、「靖国神社というのは不戦の誓いをするところではなく、『祖国に何かあれば後に続きます』と誓うところではないといけないんです」（W i L L 2 0 1 6 年9月号）と安倍首相の本音を代弁しているのが極めつけである。

他方で、安倍首相は、特定秘密保護法の強行、歴代内閣法制局でさえも容認しなかった解釈改憲による「集団的自衛権行使」の容認、さらには武器輸出制限の大幅緩和など戦争を可能とするための政策基盤を、民主的プロセスを全く無視して急速かつ強引に進めてきた。

こうした露骨で直接的な軍拡政策だけでなく、反政府的報道をしたテレビ局に対して「公正中立でない」「国は放送局に対して電波停止できる」との高市早苗総務相の国会発言にみられるような報道統制や、教育現場などにおける「日の丸」「君が代」強制といった思想強制からも、思想・良心の自由や表現の自由といった民主主義社会の根底をなす基本的人権を踏みにじる政治環境が急速に醸成されつつあることは、否が応でも感じ取らずにはいられない状況にある。

このような一連の流れの中における安倍首相の本件参拝の意義を考えるならば、それが「平和への誓い」などとは真逆であり、平和憲法が設けた戦争への防波堤を完全に取り払うことへの誓いであったといわざるを

得ないのである。こうしたことを理解する控訴人らにとっては、安倍首相の本件参拝は、単に一宗教法人が設営する神社への参拝に止まるものではなく、それに対して抱く心情は、異なる信仰を鼓舞されたことによる不快や義憤にすぎないとして一蹴されるものとは決して言えないのである。真に平和を脅し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることに対する恐怖と不安を現実のものとする行為として受け止められるのは、必然の結果なのである。

なお、本件参拝について控訴人らが蒙った平和的生存権に対する侵害について、控訴人らがアンケートに回答する形式で意見を記載したので、甲 7 2 号証として証拠提出する。

それによれば、例えば控訴人高橋靖（原告番号 1 7 5 番）は、「安倍首相が靖國神社参拝したというニュースを聞き戦慄を感じた。歴代首相の中で、中曽根、小泉も靖國参拝をしているが、特に今回の安倍首相の参拝のニュースを聞き自分の生命が脅かされる恐怖を感じた」「国民に靖國神社の思想を広めることが日本を戦争のできる国にするための要である」「本当に戦争に対する反省の気持ちがあるのであれば、戦死者に対してなすべきは尊崇ではなく謝罪であるはずである」「政府による戦争の準備への暴走は最近ますます加速し、危惧感はますます現実のものとなっている」旨述べ、本件参拝が自身の平和的生存権を脅かしていることを明瞭に述べている（甲 7 2 号証の 1 2）。

また、控訴人松岡勲（原告番号 2 9 3 番）は、本件参拝により、自身が中学 3 年生であったときの靖國神社遺児集団参拝を思い出し、「戦争の時代がまた始まったと強く感じた」とした上で、「本件参拝は、現在において靖國神社の英霊サイクルとしての機能を復活させ、今後国が進めようとする安保法成立以後の戦争政策と結びついて、私たちを危険な事態に巻き込んでいる」「将来にわたる戦争の恐怖を、安倍首相の進める戦争政策に

強く感じている」旨述べ、自身の具体的経験から、本件参拝が有する危険性について危惧しているものである（甲 7 2 号証の 1 6）。

控訴人徐桂国（原告番号 1 5 4 番）は、本件参拝を見て「いよいよ戦争を始める気なんだなあと思った。自分の孫が戦争に行かされるという恐怖以上に、戦争を正当化する為に、他者や他国を差別し、蔑視する思想が植え付けられる危機を感じる」「侵略戦争におけるさまざまな史実をまるで無かったかのようにつくろい、悲惨な実態を隠したまま、情緒的、ロマンチックな『戦争』を宣伝し、若者を洗脳する結果がどうなるのか、恐怖しない方がおかしい」と述べている（甲 7 2 号証の 9）。

控訴人吉田文枝（原告番号 3 4 6）は、「戦前の皇民化教育が新たな形で徐々に復活しようとしている。安倍首相の靖国参拝によって学校教育の中に靖国神社が振りまいている『靖国思想』がより強く持ち込まれ、子どもたちの靖国神社参拝へとつながると危惧している」「主権在民、平和主義、基本的人権が根本のところから崩されようとしている」との危惧感を述べている（甲 7 2 号証の 2 3）。

控訴人木戸衛一（原告番号 1 1 0）は、「本件参拝が露骨な戦争準備政策だと思った。自らの生活との関連で言えば、予算が軍事偏重になり、私個人の生活を含む民生が脅かされると思った」「『国と郷土を誇りと気概を持って自ら守』るとの理由で徴兵制が導入され、私の二人の息子も戦地に送られるという恐れを強く感じた」旨述べ、自らの生活に観点を置きながら、平和的生存権が脅かされている様子を明瞭に説明している（甲 7 2 号証の 7）。

さらに、控訴人空野典子（原告番号 1 6 8 番）も、自身の子どもの頃の経験を踏まえた上で、「一国の総理大臣が堂々と靖国神社に参拝する姿を見て、近い将来私たちも戦争体制に動員されてしまうのではないかと、戦前、戦争中のような悲惨な生活になるのではないかと恐怖を感じた」とし、自

身の平和的生存権が本件参拝によって脅かされた状況を説明している（甲 72号証の11）。

このように、控訴人らは、本件参拝により、自身の将来にわたる安全が脅かされたことを強く感じている。戦前日本が靖國神社を利用して国民の意識を統制しながら戦争に突き進んでいったことに鑑みれば、上記控訴人らの感じる危惧感は決して杞憂とは言えない。日本の歴史が再び戦争に向かって行こうとする中で、それに異議申立をすることは国民の責務である（憲法12条）。平和な社会を維持し、自身の安全、将来の安全を確保するために国民に与えられた主観的権利が平和的生存権である。裁判所には、控訴人らの有する平和的生存権に十分に配慮した判決を求める次第である。

以 上